

第11回

(平成28年11月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成28年11月10日(木) 午前9時半から午前10時

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第42号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第43号案 非農地証明願いに対する認定について

議第44号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、8番・9番委員を指名します。諸事報告がありましたら報告をお願いします。

6番 10月23日に後継者対策委員で年金の推進について会議を開きました。

1番 農用地利用集積計画について、2件ありまして、一件が反30万円、もう一件が反33万円条件が悪いので単価が安くなっています。

7番 10月17日に、9番委員とともにあっせんが成立しました。一つが反45万円(地役権設定のため)、もう一つが反60万、反30万円(形状が不整形のため)です。

議長 議事に入ります。それでは、議第42号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第42号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力2。

5人)です。経営面積411aのうち田282a果樹63aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):解消するよう指導。7番(農機具の利用計画):トラクターSS他。8番(取得農地の利用計画):米。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号2)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族10人(稼働力3人)です。経営面積425aのうち田380a畑45aです。成牛19子牛14頭3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):300m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 (調査番号3)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力4人)です。経営面積929aのうち田929aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1kmから4km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画):従来どおり。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、1番委員より調査報告をお願いします。

1番 (調査番号4)使用借人・使用貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は経営移譲です。使用借人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)です。経営面積425aのうち田425aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):20m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号5) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力6人)です。従業員のべ140人経営面積666aのうち田191a畑475aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0.8km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反24万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):茶。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号6番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号6) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。稼働力6人です。従業員のべ60人。経営面積62aのうち畑62aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反20万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):茶。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 調査番号5と6について質問します。5番の反24万円は田として妥当なのか。6番の岡崎はどのあたりか。

3 番 5番については、水が来てないため水稻の作付は不能です。6番については、事務局より

事務局 5番については、平地ではないため。6番の場所は、野間の奥の国営造成団地です。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。次に議第43号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

事務局 議第43号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議長 調査番号1番について一武地区の方で現場確認をされましたので報告をお願いします。

9番 1番8番9番最適化推進委員計4人で調査を行いました。1筆については、非農地と認めない。他の農地は、非農地と判断する。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に議第44号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第44号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成28年11月8日付け：球錦農林第9673号)の諮問があり、今回は所有権移転5件、利用権の再設定が8件、新規が2件です。

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め

られること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。  
の各要件を満たしていると考えます。

議 長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。  
(全委員：質疑なし)

議 長 質疑がないので、採決します。議第44号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全委員：挙手)

議 長 全委員、賛成ですので、議第44号案については原案のとおり決定します。

議 長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、4番委員と10番委員をお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第11回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月10日

農業委員会会長

8番 農業委員

9番 農業委員